

2020 年度

練馬区保育園父母連合会 (ねりま父母連)

定期総会 議案書

<目次>

「はじめに」

I、2019 年度の活動をふりかえって

II、2020 年度の活動方針

III、規約

IV、会計報告（総会当日配布）

V、資料

◎練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕2018年3月

◎第2次みどりの風吹くビジョンアクションプラン〔戦略計画〕

◎練馬の認可保育園マップ



〔はじめに〕

練馬区は平成 32 年度（令和 2 年度）から 10 年の間に 20 園の公立保育園をさらに民間委託する計画を発表しました。区による「民間委託についての説明会」では、区の民間委託計画に疑問を投げかける質問・意見が集中していました。また、民間委託予定園の保護者から練馬区議会に陳情書がいくつも提出されています。他の自治体では、行政のエネルギーを民間委託に注ぐのではなく待機児解消策に注ぐと言って施策をすすめている所もあります。東京では保育士の有効求人倍率が 6 倍に達する時期がある中で、いま求められる子育て支援施策は待機児解消策であり、民間委託を新たに実施することではありません。そして、委託後の保育園の民営化が進めば、公的保育園が担ってきたセーフティネットとしての役割も崩されてしまいます。

今年度（2020 年度）新型コロナウイルス感染症拡大に対する政府の緊急事態宣言並びに練馬区から保育園保護者に対する登園自粛要請がなされている中においても、令和 2 年 4 月 21 日付で石神井台保育園及び北町第二保育園の運営委託事業者募集が発表されました。政府の緊急事態宣言にて、令和 2 年 4 月 7 日から 5 月 6 日までの間の外出自粛要請の中、またコロナ感染症終息の見通しも立たない現在の状況の中で、練馬区は区立保育園の民間委託事業者の募集を予定通り実施しました。どの保育園もコロナ感染

症拡大防止に全力で集中すべき時に、来年（令和 3 年）からの引継ぎ準備を前提とした事業者を募集すべきでしょうか。委託を望んでいない保護者も多い中で、委託を受ける事業者は保護者が少しでも安心できるように、常に子どもの安全を第一とした保育の質の高い事業者であるべきだと我々は考えます。このような時期に練馬区の委託を応募するかどうかの判断を事業者にさせることは酷ですし、委託を実施するのであれば、保護者としてもコロナ感染症が終息した段階で事業者にしっかりと集中して委託に臨んで頂きたいと考え、父母連として練馬区に要望書を提出しました。

さらに、コロナ禍のなか実施した「練馬区内の保育施設を利用する保護者への保育施設対策緊急アンケート」結果に基づき、「新型コロナウイルス感染症の第 2 波に備えて、保育施策に関する公開質問状」を練馬区に提出しました。この質問状では、保護者が見て客観的に判断できるような感染症対策の指針の具体的数値の情報開示や、保育園におけるコロナ感染症対策のマニュアルを保護者にも公開すること、子どもや保護者の心身のケア及び登園自粛に応じた家庭への経済的支援について要望しています。

「保育園落ちたの私だ！」という保活中の保護者によるブログの書き込みから、保育園の待機児問題が社会問題になっています。練馬区は 2020 年 4 月時点の保育園児の待機児数を 11 名としていますが、実態としては認可保育園等の募集枠「4,446 名」に対して、希望者数は「5,556 名」、「1,374 名」に一次申請の不承諾が出されています。また、練馬区は定員枠を例年拡大しているにもかかわらず、認可保育園に入れなかった方は未だに「665 名」いる状況です。認可保育園が不足している状況は、保育料無償化の実施の影響もあって潜在的な保育ニーズが顕在化することにもなり、深刻な状況は変わっていないといえます。

保育の質が保障された認可保育園で子どもの成長を見てきた保護者に、量だけで「待機児解消」をはかろうとする国と自治体の施策のごまかしは通用しません。待機児解消は緊急の課題です。待機児解消は保育の質が保障された認可保育園の増設こそ必要です。

2016 年度、練馬区は保護者の反対の声があがったにもかかわらず、保育料の値上げを決定しました。父母連は区議会に「保育料値上げはしないでください」の陳情を提出しましたが、その運動もあって、当初予定していた最高金額 8 万 6000 円を、他の自治体並みに下げることができました。保護者が声をあげれば、区の計画も変えさせることができる、そのことを示した保育料値上げをめぐる運動は最大の教訓でした。

待機児の発生と規制緩和によって認可保育園以外でやむを得ず過ごす子どもが増えています。2018 年 10 月 3 日、練馬区の認可外保育施設で生後 6 ヶ月の男の子がお昼寝中の 30 分間放置され、亡くなってしまった痛ましい事故が起こりました。こうした状況下で練馬区の保育水準をリードしてきた公立保育園と父母会、父母連の果たす役割はますます大きくなっています。練馬区保育園父母連合会は、子どもたちの最善の利益を守るため、全ての認可保育園と保育施設で過ごす子ども達の保育環境を改善し、保護者の願いを実現するため、保護者のつながりをすすめ、支援拡充を求めて国や行政にたいして「公的保育を守ってほしい！」の声をあげていきます。



I、2019年度の活動をふりかえって

〔2019年度の主な活動〕

- ・4月26日 練馬区保育課・保育計画調整課課長との懇談（保問協・公保連との合同で実施）
- ・6月9日 父母連総会&学習会（浦山先生をお招きして「習い事どうしよう」の学習会）
- ・7月14日 「親子で聴こうクラリネットアンサンブル」240名参加（前年度の約2倍）
- ・9月1日 （1回目）先輩パパ・ママによる保育園入園説明会（保問協との共催）
- ・9月8日 連絡会議開催（伊藤先生をお招きして「保育料無償化」について学習）
- ・10月11日 練馬区保育課・保育計画調整課課長との懇談（委託園の追加発表を受け）
- ・10月27日 （2回目）先輩パパ・ママによる保育園入園説明会（保問協との共催）
- ・11月17日 キッズパレード（公保連との共催）
- ・12月22日 ねりま市民大望年会にて（合同）ブースを出店
- ・1月19日 連絡会議開催（桑代先生をお招きして「練馬区の培ってきた保育」について学習）
- ・2月9日 「親子で楽しもうリズム運動」（請関先生をお招きして）

〔7つの柱の活動〕

2019年度は、次の7つの柱を基本方針として活動を行った。

- 1、各園の父母会および各保育園の情報を交換し、交流、学習を行う。連絡会議を年3回開催した。
- 2、他団体と連携しながら保育環境の改善と充実をもとめる。とくに、区内の保育団体＝練馬区保育問題協議会（保問協）、公的保育を守る練馬連絡会（公保連）、練馬学童保育連絡協議会（練連協）とは情報交換と交流を進めた。
- 3、待機児解消にむけて、待機児の保護者と力を合わせて、認可保育園の増設を求めた。（「保育の質が保障された認可保育園の増設と子育て世帯に対する経済的支援拡充を求める陳情書」を練馬区議会に提出し署名活動を行った）。
- 4、保育園の民間委託に関する情報を収集・交流し、「保育の質を下げないで」の声を上げていく。特に該当園の父母会や母との情報交流に取り組んだ。（豊玉保育園、石神井台保育園の保護者と共に練馬区の保育課及び保育計画調整課との懇談を実施した）。
- 5、保育環境の改善を求める活動を進める。全園に看護師と栄養士の配置をもとめた。（「すべての認可保育園に看護師、栄養士の配置と保育施設の栄養管理などを求める陳情書」を練馬区議会に提出し署名活動を行った）。
- 6、コロナ禍における登園自粛及び「無償化」を含む子ども・子育て支援新制度の動向を注視しながら、子育て世帯の負担増し、あるいは保育の質が低下することのないよう練馬区に求めた。（「保育の質が保障された認可保育園の増設と子育て世帯に対する経済的支援拡充を求める陳情書」を練馬区議会に提出し署名活動を行った）。
- 7、父母連の活動を積極的にPRし、保育園父母会や個人の父母連への加盟が増えるように活動した。同時に父母連役員の担い手が増えるよう活動した。

〔活動の詳細報告〕

7つの柱の具体化として、次の活動を行った。

(1) 父母会間の交流を目的に連絡会議の開催

各園父母会の交流を目的とした「連絡会議」を、総会時の学習会を含め6月、9月、1月に開催。各父母会の行事、保育環境、委託問題等について情報交換を行った。6月の（総会后）学習会では、浦山恵美子先生をお迎えして「習い事どうしよう」について学習会を実施。9月の連絡会議では、東京都保育問題協議会事務局長の伊藤剛先生を講師にお招きし、「保育料無償化」についての学習会を、1月の連絡会議では、元練馬区立保育園の園長先生であった桑代けい子先生を講師にお招きし、「練馬区の培ってきた保育」についての学習会を開催した。その他、練馬区議会が新しくなったことに伴い、父母連では「保育の質が保障された認可保育園の増設と子育て世帯に対する経済的支援拡充を求める陳情書」及び「すべての認可保育園に看護師、栄養士の配置と保育施設の栄養管理などを求める陳情書」を練馬区議会に提出した。それぞれ現時点で把握している限り1096筆（「保育の質・・・」陳情書）、1356筆（「すべての・・・」陳情書）の署名活動を各保育園父母会を中心に活動した。

(2) 保問協（練馬区保育問題協議会）と共催で入園説明会を開催

9月と10月に保問協と父母連の共催で「先輩パパ・ママによる入園説明会」を開催。保育園に入園を希望する保護者が多数参加し、保護者の願いにこたえた。また、待機児解消にむけて認可保育園の増設を区に求めている。

(3) 民間委託問題について

委託対象園で実施される「説明会」を傍聴し、委託対象園の保護者への支援を実施できた。また、父母連として要望書を事前に作成し、10月の練馬区保育課・保育計画調整課課長との懇談会にて、委託対象園の保護者と共に民間委託を実施することについての問題点を指摘した。

(4) 他団体との連携

練馬保問協、また公的保育を守る練馬連絡会に参加し、情報交換や要請行動を共にすすめてきた。特に11月に行った公的保育を守る練馬連絡会のキッズパレードにも参加し、「待機児童解消と公的保育の拡充を求める陳情書」の署名活動に協力した。また、練馬区内の認可外保育施設での赤ちゃんの死亡事故から、公的保育を守る練馬連絡会と練馬区保育問題協議会、父母連の共催で学習会を開催した。

(5) SNSの充実と情報発信

父母連のホームページやブログ等で情報発信を続けている。また、新しく父母連のパンフレットを作成し配布、積極的なツイッターでの発信、とりわけコロナ禍における保育園保護者に対するアンケートを実施、その結果を公開質問状として練馬区に提出、公開質問状のフィードバックを行うなど、積極的に父母連の活動をPRした。

(6) 親子むけ父母連主催のイベントを開催

・7月「親子で聴こうクラリネットアンサンブル」（出演：Chouchou Quartetto、ねりま遊遊スクールを活用）

・2月「リズム運動」（講師：請関芋子先生、ねりま遊遊スクールを活用）

2019年度の親子むけイベントも共に大好評であった。



Ⅱ、2020年度の活動方針

2020年度はコロナ感染症拡大予防のため、その都度状況に応じた判断をしながら活動することを基本とする。練馬区がつぎの「民間委託計画」を発表したもとの、保育の質と子ども達の環境を守るために、子育て世帯の保護者、保育園児の保護者と父母会が声をあげていくことを大きな活動の方針とし、関係者との円滑な交流を進めていく。

2020年度は、次の7つの柱を基本方針として活動を行う。

- 1、各園の父母会および各保育園の情報を交換し、交流、学習を行う。
- 2、他団体と連携しながら保育環境の改善と充実をもとめる。とくに、区内の保育団体＝練馬区保育問題協議会（保問協）、公的保育を守る練馬連絡会（公保連）、練馬学童保育連絡協議会（練連協）とは情報交換と交流を進める。
- 3、待機児解消にむけて、待機児の保護者と力を合わせて、認可保育園の増設を求めていく。
- 4、保育園の民間委託に関する情報を収集・交流し、「保育の質を下げないで」の声を上げていく。とくに該当園の父母会や母との情報交流にとりくむ。
- 5、保育環境の改善を求める活動を進める。全園に看護師と栄養士の配置をもとめていく。
- 6、「無償化」を含む、子ども・子育て支援新制度の動向を注視しながら、子育て世帯の負担増し、あるいは保育の質が低下することがないように、国や区にもとめていく。
- 7、父母連の活動を積極的にPRし、保育園父母会や個人の父母連への加盟が増えるようにする。同時に父母連役員の担い手が増えるよう活動する。



Ⅲ、練馬区保育園父母連合会 規約

1. 名称

本会は、練馬区保育園父母連合会（略称父母連）と呼びます。

2. 目的

子どもたちの豊かな発達を保証するために、練馬区保育行政の充実を希求し、保育園職員、地域住民、民主団体と手をつなぎ、父母の会及び父母の学習を深め、相互の親睦を図ることを目的とします。

3. 活動

本会は前条の目的を達成するため次の活動を行います。

1. 父母会交流会を開きます。
2. 保育行政の充実を求め、保育運動を発展させます。
3. 同じ目的をもつ諸団体と手をつないでゆきます。
4. ニュースを発行します。
5. その他、本会の目的に必要な活動を行います。

4. 会員

本会は、本会の趣旨に賛同する練馬区内の保育園の父母会および父母、賛同団体、個人を会員とし、組織されます。

5. 総会

会は年1回総会を開き、その活動を総括し活動方針の決定、会計報告、役員選出を行います。
必要な場合、臨時総会を開催します。

6. 役員

会は、会長、事務局長、会計、代表委員を各1名以上おきます。
また、会計監査を1名置きます。
役員は、個人または保育園父母会単位で選出されるものとします。

7. 役員会

活動の推進に必要な事項を話しあうため、役員会を開きます。

8. 会費

次の会費をもって本会の運営にあてます。

1. 保育園父母会

会員 50 世帯未満年額 3000 円 会員 80 世帯未満年額 5000 円 会員 100 世帯未満年額 7000 円
会員 100 世帯以上年額 9000 円

2. 個人会員 1000 円（一口）以上

3. 団体会員 5000 円（一口）以上

9. 事務所

会は事務所を原則として会長宅に置き、別に連絡所をつくります。

10. 付則

1987年6月改正 1998年6月改正 2002年3月改正 2003年10月改正 2005年6月改正
2010年6月改正 2011年6月改正